

羽生市人権教育基本方針



令和6年3月

羽生市教育委員会

目 次

I	羽生市人権教育基本方針の改定にあたって	1
1	改定の趣旨	1
2	教育基本方針の性格	2
3	実施期間	2
II	人権教育の基本的な方針と重点目標	3
1	人権教育の基本的な方針	3
2	重点目標	4
III	学校等における人権教育	6
1	人権教育実施体制の確立	6
2	人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成	6
3	指導内容・指導方法の工夫、改善	6
4	教育相談体制の充実	8
5	教職員の研修の実施	8
6	学校等、家庭、地域相互の連携	8
IV	家庭、地域における人権教育	10
1	生涯学習の視点に立った人権教育の実施	10
2	人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実	10
3	人権教育を推進するための指導者の養成	10
4	学習機会の充実	11
5	地域に根ざした人権教育の実施	11
V	各種人権課題に対する取り組み	13
1	女性の人権	13
2	子どもの人権	14
3	高齢者の人権	15
4	障がいのある人の人権	16
5	同和問題（部落差別）	17
6	外国人の人権	19
7	H I V感染者等の人権	20
8	性的少数者（性的マイノリティ）の人権	21
9	インターネットによる人権侵害	22
10	災害時における人権への配慮	23
11	その他の人権問題	24
VI	基本方針の推進体制	27
1	推進体制	27
2	国・県・他市町村、民間団体等との連携	27

* 資料編

用語解説	28
羽生市人権教育基本方針の改定の経緯	36
羽生市人権施策推進審議会条例及び委員名簿	37
羽生市人権教育基本方針等庁内検討委員会設置要領及び委員名簿	40
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	45
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律	54
部落差別の解消の推進に関する法律	57
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律	59
埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例	63
埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例	65
人権尊重都市の宣言に関する決議	68

I 羽生市人権教育基本方針の改定にあたって

1 改定の趣旨

羽生市（以下「本市」という。）は、平成15年に「羽生市同和*行政基本方針」、平成16年に「羽生市同和教育基本方針」、平成17年に「羽生市人権推進基本方針」を策定し、「一人一人が尊重される差別のない明るい羽生市の実現」を目指して、各種施策に取り組んできました。

羽生市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、平成25年に「羽生市人権教育基本方針」（以下「教育基本方針」という。）を策定後、平成30年に策定した第6次羽生市総合振興計画（前期基本計画）を受け、令和2年に教育基本方針を改定しました。

令和5年策定の第6次羽生市総合振興計画（後期基本計画）では、人権教育及び人権啓発の推進を掲げ、すべての人々が尊重され、ともに支え合い生きがいのある人生を送ることができるよう、あらゆる人権*が確立・擁護された差別のない明るい社会の実現を目指しています。また、これを踏まえて令和6年に改定された第3期羽生市教育振興基本計画の教育行政重点施策においても「生涯にわたる人権教育の推進」を掲げ、学校教育、社会教育における人権教育やインクルーシブ教育システム*の構築による教育を継続して推進しています。

しかしながら、国際化や少子・高齢化、経済格差等、時代の急速な変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化しています。そうした社会状況を背景に、様々な偏見や差別、いじめや虐待の増加などの人権問題が後を絶ちません。

近年、インターネット上での部落差別を助長する差別事象が発生し、大きな社会問題となっているほか、障がい者や性同一性障がい*、性的マイノリティ*の人々の人権擁護があらためてクローズアップされるなど、本市の方針を明確に示すべき人権問題が生じています。

また、このような状況を受け、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の施行に続いて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、そして、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。さらに、令和4年には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、令和5年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下LGBT理解増進法という。）」が制定され、各種人権問題解消のための法制度の整備が進ん

でいるところです。

そこで、これらの状況を踏まえ、人権教育における基本方針と分野別の人権課題との整合性を図りつつ、人権に関わる法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、教育基本方針の改定を行うものです。

2 教育基本方針の性格

- (1) 本市の人権教育の基本的な考え方を示すとともに、学校等*、家庭、地域に対して人権教育の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めていくものです。
- (2) 第6次羽生市総合振興計画（後期基本計画）及び第3期羽生市教育振興基本計画、羽生市人権施策推進基本方針を踏まえたものです。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「部落差別解消推進法」第3条、その他の人権に関する法律で規定される地方公共団体の責務として、市教育委員会が人権教育・人権啓発を総合的に推進するものです。

3 実施期間

人権教育を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、実施期間を令和6年度から概ね10年間とします。なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 人権教育の基本的な方針と重点目標

1 人権教育の基本的な方針

「一人一人が尊重される差別のない明るい羽生市」を実現するために、子どもから高齢者まで広く市民に人権尊重の精神を育む人権教育を推進するための基本的な4つの方針を定めました。

1 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。

2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域において、相互に連携を図り、市民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進します。

3 人権感覚を育む人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権感覚を身に付け、人権への配慮が態度や行動に現れるような市民の育成を図る人権教育を推進します。

4 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くための人権意識を高め、自己実現を目指す行為や多様な考えを認め合う等、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

2 重点目標

人権教育の基本的な方針に基づき、教育基本方針では、学校等、家庭、地域における重点目標を示し、人権教育を推進していきます。

1 市民が主体となる人権教育

重点目標(1) 人権が尊重される社会を確立する担い手であるという自覚を持つようにします

あらゆる場を通じて人権教育・啓発を行います。そして、自他の大切さを認めるという人権尊重の理念について理解し、一人一人が、人権が尊重される社会の担い手であるという自覚を持つようにします。

重点目標(2) 人権問題を身近な問題として捉えるための正しい理解を図ります
身近な事例に基づき、人権問題についての理解を図ります。

また、地域の実態に応じた学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成と活用を推進します。

重点目標(3) 人権課題の解決に主体的に取り組むための人権教育を推進します

人権を尊重する視点に立った学習環境を整備するとともに、学習者の興味・関心、実態に応じた学習計画を作成します。

また、自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するために、参加体験型学習を推進します。

2 生涯を通じた人権教育

重点目標(1) 発達段階を踏まえた人権教育を推進します

幼児期からの発達段階や学習者自身の身近な生活と結びつく、実態に応じた学習計画を作成します。

また、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図ります。

重点目標(2) 学校等、家庭、地域の連携を図ります

家庭における人権教育の大切さについての理解を図ります。

また、地域住民に人権教育の機会を提供し、参加・交流できる学習を推進します。そして、学校や社会教育施設を中心として、学校等、家庭、地域が連携を図り、人権教育に取り組みます。

3 人権感覚を育む人権教育

重点目標(1) 人権を尊重することの重要性についての理解を図ります

人権課題の解決に向けて、様々な人権問題について啓発し理解を図ります。

また、学習計画に人権教育の視点を明確に位置づけ、人権課題についての学習を実施します。

重点目標(2) 人権感覚を育成するための参加体験型学習を実施します

人権が持つ価値や重要性を受け止める感性や感覚を育成するため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を推進します。

重点目標(3) 人権感覚を人権課題解決に向けて行動する実践力につなげます

自他を認める大切さや、誰もが安心して自由に生きる権利を持っていることの重要性を理解し、自ら課題解決のために行動しようとする実践力を育成します。

4 共生の心を醸成する人権教育

重点目標(1) 自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚を促します

共生社会とは、人権を尊重し合う社会であり、共生社会の実現には社会的責任が伴うことについての理解を図ります。

重点目標(2) 人権意識の向上を図ります

人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識の向上を図ります。

また、自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を図ります。

重点目標(3) 望ましい人間関係を築き、社会参加を促進します

コミュニケーション能力の育成を図るとともに、社会のルールや基本的なマナーが必要であることについての理解を図ります。そして、自分と他人をつなぐ「共生の心」を育むために、豊かな人間関係を築く楽しさや素晴らしさに気付くような社会参加の機会を増やします。

Ⅲ 学校等における人権教育

学校等における人権教育のねらい

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子どもを育成します。

1 人権教育実施体制の確立

(1) 人権教育目標の設定

人権教育目標は、教育目標との関連を図り人権教育が目指す子ども像を明らかにし、教育活動に位置づけます。

(2) 校内等の実施体制の充実

人権教育推進委員会を設置し、人権教育の具体的な内容及び教職員の研修等を組織的に進めていきます。

(3) 研究の推進

研究の推進にあたっては、幅広い観点から実践的な研究を行い組織的に推進することで、子どもの変容を促す指導内容・指導方法を工夫、改善します。

2 人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成

(1) 人権教育上の視点の設定

学校等において、人権課題について身に付けさせたい知識・技能・態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の推進に生かしていきます。

(2) 全体計画の作成

幼児、児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成します。

(3) 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成にあたっては、人権教育の視点を明確に位置づけます。また、子どもの発達段階に応じて個別の人権課題を取り入れます。

3 指導内容・指導方法の工夫、改善

(1) 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫、改善

人権教育を実施するにあたっては、子どもの発達段階に応じた実践的な研究を行うとともに、「人権感覚育成プログラム*」を活用した参加体験型学習の実施等、子どもの主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について工夫、改善します。

発達段階ごとに身に付けさせたい資質や態度は、次のとおりです。

<幼稚園、保育所（園）、認定こども園>

幼稚園や保育所（園）、認定こども園においては、生活を通して豊かな心を育成します。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに他人も思いやることのできるような社会的共感能力を育成します。

<小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成します。そのために児童一人一人が主体的に活動する態度や自ら学び自ら考える力を養い、お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性を養います。

また、インターネットによる人権侵害等の課題について理解させる等、情報モラル教育*を充実します。

<中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤に立って人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を育成します。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養います。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育を充実します。

(2) 体験的な活動の推進

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、人権感覚を育成することで、自他の人権を守るための実践力が身に付くよう取り組みます。

また、人権教育を実施する上で、学校間の連携や交流を図るとともに、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の充実や様々な人々との交流活動を積極的に取り入れ、お互いを正しく理解し共に支え合う態度を育てます。

(3) 道徳教育の充実

道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させます。また、埼玉県の特徴を生かした「彩の国の道徳」等の資料を活用し、人権教育を実施します。

(4) 総合的な学習の時間の工夫

人権教育の実施にあたっては、多様な学習形態、指導体制を工夫し、地域の人々の協力を得る等、地域の学習機関や学習環境を積極的に活用します。

(5) 人権教育に関する学習教材の整備

人権問題に関する教材を選定・開発し、人権教育に関する学習教材の整備を行います。

(6) インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進

教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障がいの状態、能力及び特性等に応じた指導の充実を図ります。また、関係機関と連携し、就学支援・相談活動体制の充実を図るとともに、支援籍*交流を積極的に推進します。

4 教育相談体制の充実

(1) 研修を生かした教育相談体制の充実

羽生市教育研修センターや市教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が各学校等において中心となり、子どもの悩みや不安等を解消するための学校教育相談体制を充実します。

(2) 連携を密にした教育相談体制の充実

相談員やスクールカウンセラー*との連携を密にし、子どもの理解を深める教育相談体制の充実に努めます。

(3) 関係機関との連携の強化

スクールソーシャルワーカー*等とともに専門的な指導・支援が得られる関係機関との連携に努めます。特に子どもの健全育成・人権課題の解決に関しては、関係機関との連携を強化するとともに、教育相談以外の関係機関との連携も強化します。

5 教職員の研修の実施

(1) 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の実施にあたっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。

(2) 指導力を高める研修の実施

事例研修会、授業研究会、研修報告会、個別の人権に関する研修会等を計画的に実施し、人権教育が効果的に行われるよう取り組みます。

6 学校等、家庭、地域相互の連携

(1) P T A活動等への位置づけ

P T A活動や保護者会を通して、学校等における人権教育への取り組みを促進し保護者の人権感覚を育成します。そのため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習をP T A活動等に計画的に位置づけて実施し

ます。

(2) 家庭との連携

家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設け、家庭との連携を密にします。

(3) 地域に開かれた学校等としての役割

学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料を通じた情報提供や学校開放等を積極的に実施し、学校等、家庭、地域の連携を強化します。

IV 家庭、地域における人権教育

家庭、地域における人権教育のねらい

市民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努めます。

1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

(1) 継続的な人権教育の実施

人権教育は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とし、自己の実現や活力ある地域社会づくりのため継続的に行います。

(2) 学習機会の提供・充実

人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動につながるように「人権感覚育成プログラム」を活用する等の学習機会を提供し、充実させます。

(3) 学習教材の研究・提供

様々な人権課題を理解し、人権課題解決のために行動できるような教材を研究し、提供します。

2 人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実

(1) 家庭教育の重要性の認識

家庭教育は、豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断等の基礎を育む重要な場であることの認識を持てるようにします。

(2) 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会を充実させるとともに、情報を提供します。

(3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等をさらに育むために、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校が連携を深めます。

3 人権教育を推進するための指導者の養成

(1) 様々な人権課題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取り組み、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取り組みを推進するために、個別の人権課題について幅広い識見を持つ指導者を養成します。また、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせた学習を実践できる指導者を養成します。

- (2) 地域において先頭に立って人権教育を実施していく指導者の養成
日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施することのできる指導者を養成します。

4 学習機会の充実

(1) 地域の実態に応じた学習の実施

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招き研修会を実施します。また、豊かな人権感覚が身に付けられるような「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換を行う等、創意工夫した学習を実施します。

(2) ボランティア活動、体験活動の充実

社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動・自然体験活動等をはじめとする多様な体験活動を充実させます。

(3) 参加体験型学習の実施

学習者自身がお互いの気付きや考えを共有しながら学習することができるように、今までの講義形式の学習に加え、「人権感覚育成プログラム」やフィールドワーク*等の学習を効果的に組み合わせて実施します。

5 地域に根ざした人権教育の実施

(1) 学校等、家庭、地域相互の連携

一人一人が大切にされるコミュニティづくりに向け、学校等、家庭、地域それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取り組みを進めます。

(2) 開かれた学校等を目指した支援

地域には、年齢・性別・国籍等、様々な違いをもった人々が暮らしており、趣味や特技、専門的な知識や技能もそれぞれ異なっています。こうした地域が持っている人的資源を生かしながら、学校等において人権課題の解決を図ります。

また、学校等は地域の教育文化施設として大きな役割を果たしてきたことから、学校等の持つ人的・物的な資源を生かしながら課題の解決に向け、学校等と地域が相互に連携する体制を整備します。

(3) 企業やNPO*等との連携

企業やNPO等では、人権教育や啓発さらには人権擁護の分野において、幅広い取り組みが行われています。人権教育をより一層効果的に推進してい

くために、既存組織との連携強化のみならず、企業やNPO等と積極的に連携していきます。

V 各種人権課題に対する取り組み

人権教育の推進にあたっては、「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障がいのある人の人権」、「同和問題（部落差別）」、「外国人の人権」、「H I V感染者*等の人権」、「性的少数者（性的マイノリティ）の人権」、「インターネットによる人権侵害」、「災害時における人権への配慮」、「その他の人権問題」に関して、それぞれ固有の問題に対応するとともに、人権尊重という視点から、総合的・体系的な取り組みを進めます。

1 女性の人権

(1) 現状と課題

今日の女性を取り巻く環境の変化や、女性の社会進出に伴い、「男女共同参画社会*基本法」、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の法律の整備が図られてきました。

しかし、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」というような、性によりあらかじめ役割を固定した考え方）等による就職や職場における昇進時の男女差別問題は未だに根強く残っています。また、セクシュアルハラスメント*、夫・パートナーから暴力を受けるDV*（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為*等の女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアによる性・暴力表現等の女性の人権を侵害する情報が増加しています。こうした状況を受け、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる「女性活躍推進法*」）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆる「DV防止法*」）が制定、施行されました。

本市は、男女共同参画社会の実現を目的とした「羽生市男女共同参画推進条例」を令和5年に制定し、男女共同参画の基本方針を整えました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されるなど、社会情勢の変化等による新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、令和6年に「第3次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン」を改定しました。

男女共同参画社会を実現するために、今後さらに、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、人権教育・啓発、相談・支援等の施策を総合的に推進していく必要があります。

(2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や

男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重される男女平等観の形成を図るための人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図ります。
- 教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力についての学習を充実します。
- 子どもが主体的に取り組めるような学習教材の研究、整備を行います。
- 女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図ります。

家庭、地域における推進方策

- 男女共同参画の意識を育み、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるようにします。
- 男女平等についての学習や活動に対して、指導・助言できる人材を養成します。
- 女性の生涯にわたる学習機会の拡大を図り、社会参画を促進します。
- 男性の育児・家事への参加を促進する学習機会の充実が図れるよう、既存の組織、企業、NPO等と連携します。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

「児童の権利に関する条約」では、子どもを権利の主体として位置づけており、子どもの尊厳や生存、保護、発達等の権利を保障しています。

しかし、少子化や核家族化の進行、家庭の教育力の低下、価値観の多様化等、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化している中、児童虐待、いじめ、不登校、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス*）を介したいじめや事件・事故、有害情報の氾濫や性犯罪の被害等の子どもの権利に関する問題が発生しています。こうした状況を受け、「いじめ防止対策推進法*」などの法整備も進められてきました。

本市においては、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、「羽生市いじめ問題対策連絡協議会条例」及び「羽生市いじめの防止等のための基本的な方針」を制定し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整えました。

また、埼玉県においても平成30年に「埼玉県虐待禁止条例」が施行されるなど、児童虐待防止対策の強化が図られています。

(2) 子どもに関する人権教育の推進について

子どもの人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子どもの権利を尊重する社会づくりのための人権教育を推進します。

特に、児童虐待、いじめ等、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が、家庭や地域と連携し、子どもの権利が尊重され、守られるような環境をつくれます。

学校等における推進方策

- 子どもの人権に十分配慮し、一人一人を大切にした学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮します。
- 自他の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や責任についての学習を実施します。
- 暴力行為やいじめ、不登校やヤングケアラー等の問題の解決に向け、相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る教育相談体制の整備に努めます。
- いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期解決に努めます。また、必要に応じて、関係機関と協力して早期解決を図ります。
- 教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないように研修を充実します。
- 児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施します。

家庭、地域における推進方策

- 子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成・人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図ります。
- 子どもの健やかな成長を図るため、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。
- 子どもの権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域とが連携できる環境づくりに努めます。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

日本社会の高齢化は、急速に進行しており、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等様々な問題が発生しています。さらに、高齢者に対する悪徳商法や財産奪取等の犯罪が増加しています。

また、高齢者を年齢により、一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により高齢者の働く場が十分に確保されていないこと等が指摘されています。また、令和7年には、急速な

高齢化に伴い、65歳以上の5人に1人、約730万人が認知症になると推計されています。このような急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、また、その家族らが安心して暮らせる支援等を目的として、令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。

本市においては、令和6年に策定した「第9期羽生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をもとに、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていける社会を構築していくこと、また、団塊世代が75歳以上になる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の状況を視野に入れ、認知症の方を含む全ての高齢者が個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができることが重要です。

(2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が自らの意志に基づき、知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにします。

また、社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加できるような人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- 高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを中心とした全教育活動を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てます。
- 高齢化社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進します。
- 優れた知識・経験を持つ高齢者が、指導者として活躍する機会を充実します。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実します。

家庭、地域における推進方策

- 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解が深められるよう、学習機会を体系的に整備・充実します。
- 子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進します。
- 高齢化社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める機会を提供します。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

障がいのある人が自らの意志で自由に生活するには、様々な障壁があります。障がいのある人に対する偏見や差別の問題、働く場が十分に確保されていないことや障がいのある人の入居・入店拒否、家庭内あるいは施設や医療機関での身体拘束や虐待等の問題が指摘されています。

こうした状況を受け、平成28年には、「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別などの権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。また、発達障害者支援法が改正され、発達障がい者やその保護者への支援、教育、就労、地域での生活支援など、乳幼児期から高齢期までの時代の変化に対応したよりきめ細やかな切れ目のない支援となるよう一層の充実が図られました。

本市においては、令和6年に「第4期羽生市障がい者計画・第7期羽生市障がい福祉計画・第3期羽生市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も住みよい羽生市とするため、計画で定めた事業を推進しています。

障がいに対する正しい認識と理解を持ち、障がいのある人もない人も共に生きる社会を実現していくことが課題です。

(2) 障がいのある人に関する人権教育の推進について

「ノーマライゼーション」の理念の下、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が保障され、自由に活動し、生活できる社会の実現と障がいのある人の人権を尊重する社会づくりに努めます。

学校等における推進方策

- 特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障がいの状態、能力及び特性等に応じた指導の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校における交流及び共同学習を実施します。
- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、障がい理解教育を推進します。

家庭、地域における推進方策

- 学校等、家庭、地域の連携を図りつつ、障がいのある人の自立と社会参加を促進する学習を推進します。
- 障がいのある人に対する理解を深め、福祉の問題等への理解を図る学習機会を提供します。

5 同和問題（部落差別）

(1) 現状と課題

昭和44年に「同和対策事業特別措置法*」が制定されて以来、同和対策事業として生活環境の改善や社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等、積極的に取り組んできました。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、様々な面で存在していた格差は改善され、実態的な差別の解消については一定の成果を上げることができました。

しかしながら、残念なことに心理的差別*についてはまだ根強く残っている状況です。着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象や「えせ同和行為*」の発生が見られる等、課題も残されています。近年では、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトなどへの差別的な書き込みや部落差別を助長する行為*、結婚の際などにみられる差別意識による戸籍謄本等の不正取得*や不適切な身元調査、不公正な採用選考、偏見に基づく同和地区の問い合わせ*等の事件が起こっています。

このような状況を受け、平成28年に施行された「部落差別解消推進法」、令和4年に施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」では、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

今後も、この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育・啓発活動によって積み上げられてきた成果を踏まえて、同和問題を人権課題の重要な柱の一つとして捉え、引き続き人権教育・啓発を積極的に推進することで同和問題の解決を目指していくことが必要です。

(2) 同和問題に関する人権教育の推進について

これまでの同和教育は、同和問題だけでなく、子ども、女性、障がいのある人等の様々な人権課題に取り組むことで、人々の人権意識の高揚を図ってきました。今後も、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付け、同和問題の課題である心理的差別の解消に視点をあてた内容として実施します。

学校等における推進方策

- 子ども及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進します。
- 子どもの発達段階に応じて、同和問題の正しい理解を図ります。
- 同和問題を正しく認識し、共感的理解を図るとともに、差別をなくしていくことのできる子どもを育成します。
- 学校の歴史教育において「明るい展望に立った歴史学習*」を進めます。

家庭、地域における推進方策

- 心理的差別の解消に向けて、市民の意識が高まるような参加体験型の学習を推進します。

- 様々な体験活動や交流活動を促進するため、集会所事業を推進します。
- 市民に対し「本人通知制度」、「部落差別解消推進法」、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について広く周知を図ります。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

経済活動や文化・観光交流活動の活性化により国際化が進展し、海外渡航者や在住する外国人が増加してきており、様々な国の異なった文化や習慣に触れる機会が増えています。本市には外国人が令和5年4月1日現在2, 112人おり、人口比率では市全体の約3. 9%を占めています。

このような中、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で、就労に際しての差別問題や、入居・入店拒否、差別発言や差別意識等、様々な問題が発生しています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチ*であるとして社会的関心を集めており、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするものであることから、平成28年6月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

こうした状況を受け、外国人住民の増加と定住化の傾向を踏まえ、日本人と外国人住民とが協働して地域を支え合えるよう、世界に開かれた魅力あるまちづくりのために、外国人に対する人権問題の解決を図る必要があります。

(2) 外国人に関する人権教育の推進について

外国人住民が国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが基本的人権が尊重され快適で生き生きとした豊かな生活が送れる社会づくりと、日本人と外国人住民がお互いの人権を尊重し合う人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- 国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成します。
- 外国人の子どもに対して、日本語学習指導をはじめ、適切な支援をするとともに、人権に配慮します。
- 国家、民族、人種に対する偏見や先入観を排除して、お互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成します。

家庭、地域における推進方策

- 教育施設等を利用し、諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野をもって異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会を提供します。
- 外国人住民が地域で生き生きと豊かに暮らせるようにするための日本語学習等の講座を提供します。

7 HIV感染者等の人権

(1) 現状と課題

HIV感染者やエイズ*（AIDS）患者に対する偏見と差別は、まだ十分に解消されたとは言えず、HIVに感染したことが明らかになると、退職を余儀なくされたり施設への入所を拒否されたりする場合があります。

ハンセン病*においては、令和元年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されるなど、患者だけではなくその家族に対しても解決すべき人権課題が存在しています。ハンセン病を含め、その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や正しい知識の普及啓発活動が行われていますが十分に理解されているとは言えません。

令和元年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても、感染症に対する不安感から感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷や不当な扱い、誤った情報に基づいた差別行為が発生しました。さらに、ワクチン接種の強要や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生しています。

(2) HIV感染者等に関する人権教育の推進について

HIVやエイズについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、性に関する指導と連携した人権教育が必要です。

また、ハンセン病や新たな感染症等についても正しい知識を啓発するとともに、さらに一層の人権教育・啓発を推進します。

学校等における推進方策

- 性に関する指導において、HIVやエイズについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳、特別活動等の特性を生かしつつ、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見・差別について相互補完的な指導の充実を図ります。
- ハンセン病に関する啓発資料等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進します。

○感染症に関する正しい知識の普及、偏見、差別等の防止に向けた学習に取り組めます。

家庭、地域における推進方策

○各種相談機関との連携を強化し、患者に対する誤解や偏見を取り除くとともに、患者や家族等の人権に十分配慮した教育を推進します。

○ハンセン病に関する啓発資料等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識の解消を目指した人権教育・啓発を推進します。

○感染症に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、啓発に努めます。

8 性的少数者（性的マイノリティ）の人権

（1）現状と課題

近年、LGBTQ*（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）という、性的少数者の総称を表す言葉が使われるなど、性的少数者に対する関心が高まってきています。

日本では、平成30年に民間会社が約6万人を対象に実施した調査では、8.9%（11人に1人）が性的少数者に該当するという報告があり、増加傾向にあるとされています。

本人が自認する性別に関して、「身体的には男（女）だが、自分（の心）は女（男）」あるいは「自分は男でも女でもない、性別を意識していない」と考える人がいます。これらの人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、それを受け入れられない人がいます。このように自分の性別への意識と生物学的な性別とが、自分の気持ちの中でしっかりっていない状態、あるいは受け入れられない状態であることを「性同一性障がい」と呼んでいます。

また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。

性的少数者は、性自認や性的指向を理由として社会の様々な場面で偏見や差別を受けることがあります。このため、性的少数者の多くは様々な悩みや生活上の困難を抱え生きづらさを感じています。

平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障がいであって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、平成20年に改正法が成立し、性別変更の要件が緩和されています。さらに、令和5年には、性的指向及び性自認の多様性に関する施策の推進に向けて基本理念や、国・地方公共団体の役割を定めた「性的指向及びジ

エンダーアイデンティティの多様性に関する法律（LGBT理解促進法）」が施行されています。

埼玉県においては、令和4年に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。この条例は、性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、差別的取扱い等の禁止や性の多様性への配慮を定め、人権が尊重される社会の実現を目的としています。

このような法律の整備をもとに、市民一人一人が個人の性を尊重しつつ、性的少数者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

（2）性的少数者に関する人権教育の推進について

性的少数者に対する差別や偏見により、就学就労など社会生活上の制約を受ける問題が生じています。そのため、性的少数者に対する正しい理解を深め、本人や家族の心情に十分配慮した対応を行えるよう、学校等に対する支援を継続して行います。

学校等における推進方策

- 集団生活を送る上でのルールやマナーを身に付けさせながら、互いに違いを認め合う人権学習を実施します。
- 学校が組織で取り組む環境づくりを進め、相談された教職員のフォロー体制の整備に努めます。

家庭、地域における推進方策

- 性的少数者に対する正しい理解を図り、本人や家族の心情に十分配慮した対応が行えるよう、学校等、職場や地域社会などに対する支援を行います。

9 インターネットによる人権侵害

（1）現状と課題

パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネットがより身近なものになり、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するとともに、小・中学生等の青少年におけるインターネットの利用も増加しています。

その一方で、インターネット上の掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等では、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の提示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権問題が発生しています。また、安易に個人情報や発信したり、有害サイトを利用したりしたことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

子どもや青少年がSNS等を利用することによって、性被害や違法薬物等の犯罪被害に遭う事案や同和問題、外国人、性的少数者等に対する差別的な書き込み事案等も深刻な問題となっています。

そのため、悪質な事案に対しては、プロバイダなどに対して侵害情報等の停止・削除を申し入れるなどの対応を図ってきました。

また、いわゆるリベンジポルノ*などによる被害の発生・拡大を防止するため、平成26年には、私的に撮影された性的画像を公表する行為などに対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の特例及び被害者に対する支援体制の整備などを内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害防止に関する法律」が施行されました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、一人一人が、他人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。

(2) インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシー等に関する正しい理解について啓発していきます。

また、子どもへの情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対しては、インターネットやスマートフォン等を利用する際の危険性について研修を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないように情報リテラシー*を高める取り組みを進めます。

学校等における推進方策

- 発達段階に応じてインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図ります。
- インターネットやスマートフォン等による人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けます。

家庭、地域における推進方策

- 情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実します。

10 災害時における人権への配慮

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの人命を奪い、多くの人々の暮らしを一変させただけでなく、農業や製造業、観光業等に風評被害をもたらしました。

被災した人たちが安らぎを得たはずの避難所においては、プライバシーが保護されないという問題や高齢者、障がいのある人、傷病者、乳幼児・子ども、妊婦、日本語の不自由な外国人などのいわゆる「要配慮者」や女性の避難所生活での配慮不足が問題になりました。

また、この災害では、根拠のない思いこみや偏見から原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、子どもが避難先の学校でいじめられたりする問題も起こっています。

その後も日本各地で地震や豪雨等の災害が発生しています。

(2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権への配慮について関心と認識を深めることが必要です。

学校等における推進方策

○災害時における人権への配慮について正しい理解を図ります。

○被災地域からの人たちの人権を尊重し、温かく接することができる態度を身に付けます。

家庭、地域における推進方策

○被災地域からの人たちに対して過剰に反応せず、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適切に対応できる態度を身に付けます。

1 1 その他の人権問題

これまでに述べてきた10項目の人権課題の他にも、次のような人権問題に対応していきます。

(1) 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生ずる精神的、経済的な被害を受けている場合が多く、マスメディアの報道などによって人権が侵害される場合もあります。

平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されてから、犯罪被害者の保護や国民が利用しやすい司法制度の実現が図られています。

しかし、犯罪被害者に対する支援体制は十分とはいえず、今後も行政機関、司法機関、民間団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権保障を図るとともに、市民が犯罪の被害にあった人の立場を理解し、支援に協力することが大切です。そのため、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める教育を推進します。

(2) アイヌの人々の人権

アイヌの人々の人権擁護に関しては、平成9年「アイヌ文化の振興並びに

アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律*」が施行され、平成19年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合総会において、平成20年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議*」が国会において採択されました。令和元年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行されましたが、アイヌの人々に対する理解不足等から生じる偏見や差別は未だに残っています。

アイヌの歴史や伝統、文化等について、正しい理解を深める教育を促進し、それらを尊重する態度を育てていく必要があります。そのため、アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める教育を推進します。

(3) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域からの偏見や就労の問題があります。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

(4) ホームレス*の人権

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じています。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

(5) 北朝鮮当局による拉致問題

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は重大な人権侵害であることから、市民の間にも広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。そのため、拉致問題についての関心と認識を深める教育を推進します。

(6) プライバシーの侵害

犯罪被害者やその家族、少年事件等の加害者及び被害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道、インターネット等によるプライバシーの侵害が指摘され、人権が侵害される場合があります。そのため、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実します。

(7) ケアラー・ヤングケアラー

ケアラーは、家族等の身近な人のケアに自身の生活を費やすことで、心身の健康を損ない、精神的に追いつめられ、社会的に孤立してしまう場合があります。中でも、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の学習、心身の健康、生活への影響を受け、将来の進路の選択が大きく変わってくることがあります。そこで、ケアラー・ヤングケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進する

とともに、ケアラー・ヤングケアラーが孤立することなく、適切な支援を受けられることができるよう、関係機関と連携していきます。

(8) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」等を意味し、職場等様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける言動が問題となっています。そのため、様々なハラスメント防止のための啓発活動を推進します。

(9) その他の人権問題

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進します。

VI 基本方針の推進体制

1 推進体制

人権教育の推進にあたっては、本市及び市教育委員会をはじめ関係各課及び羽生市人権教育推進協議会が連携し推進していきます。

2 国・県・他市町村、民間団体等との連携

行政機関、教育機関、保護者、人権問題に取り組む民間団体、自治会連合会、企業等との連携を積極的に図っていきます。

羽生市人権教育基本方針

平成25年11月 作成

令和 2年 7月 改定

令和 6年 3月 改定

羽生市教育委員会 生涯学習課

〒348-8601

埼玉県羽生市東6-15

TEL：(048)561-1121 (代)

FAX：(048)561-6562